## ◎新潟県告示第970号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名新宮二ツ屋線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市字小舟坂己1406番1から				
		新	4.6~14.0メートル	47.6メートル
同市字坂下島己66番2まで	\$			
十日町市字小舟坂己1406番1から				
		旧	3.4~7.5メートル	208.6メートル
同市字下の坂戊867番2まで				

備考 路線の終点を変更する区域変更